

こどもの学びを応援します！

令和8年度事業のご案内

習い事応援補助金

三戸町では、未来ある子どもたちの「学び」を応援するため、小中学生の習い事にかかる費用に補助金を交付します。



お子様1人あたり月額 **3千円**
(年額最大 **36,000円**)



- ✓ **さまざまな習い事をご利用いただけます！**
スポーツクラブ、学習塾、そろばんやお習字…どんな習い事でも構いません。
1か月あたり3千円(上限額)の範囲内であれば、複数の習い事の申請も可能です。
- ✓ **月々の授業料やおけいこ料が対象です！**
入会費用や用具代などは対象になりません。
- ✓ **町内にお住まいの方(保護者)が申請できます！**
三戸町に住民登録されている方のお子様の習い事が対象になります。
- ✓ **申請書は学校経由で提出できます！**
町内の学校に通学しているお子さんは、学校に申請書を提出してください。
- ✓ **詳しくは裏面をご覧ください！**
申請方法から補助金の振込みまでの流れをお知らせしています。



申請受付期間

習い事を4月～6月に開始の方

令和8年6月1日(月)～6月30日(火)

習い事を7月～9月に開始の方

令和8年8月3日(月)～9月30日(水)

10月以降開始の方

習い事開始から1か月以内に申請してください。

三戸町教育委員会 0179-20-1157

とっても簡単！

補助金申請の流れ

1 教育委員会から申請書が届きます



町内の学校に通うお子様は学校を通じて、
町外の学校に通うお子様は郵送でお届けします。




2 申請書に必要な事項を記入します



添付書類として、
「授業料・おけいこ料の金額
がわかる書類」のコピー
をご準備ください。



3 申請書に添付書類を添えて下記へ提出します

- ☆町内の学校に通うお子様
→ 各学校へ提出 
- ☆町外の学校に通うお子様
→ 三戸町教育委員会へ提出



4 教育委員会で申請書の内容を確認し、交付決定通知を送付します



通知書と一緒に
請求等の用紙も送付
します。

5 習い事が終了したら、翌月15日までに請求書を教育委員会へ提出します

お子様・保護者のお名前、
習い事先の名称、各月の金額が
わかる領収書等を添付ください。



6 教育委員会で請求書の内容を確認し、額の確定通知を送付します



7 ご指定の口座へ補助金が振り込まれます



通知から振込まで1カ月
程度かかる場合もござ
います。あらかじめご
容赦ください。



お願い



申請書の内容に変更が
あった場合は、
速やかに教育委員会へ
ご連絡ください。